

2. 集落戦略（集落の将来像）

2-1 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状（複数可）

集落の現状	担い手の詳細
	担い手等が確保できており、耕作を継続していく
	農業者（協定内）【具体名：〇〇】
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：〇〇】
	農業者（協定外）【具体名：〇〇】
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】
	担い手等が確保できているが、全ての委託希望は受けられない
	農業者（協定内）【具体名：〇〇】
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：〇〇】
	農業者（協定外）【具体名：〇〇】
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】
<input type="radio"/> 担い手等が確保できていない	
	耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある
	耕作を継続していきたいが、農業所得が低い
	耕作を継続していきたいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている
<input type="radio"/> 鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している	
<input type="radio"/> 集落の自治（コミュニティ）機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている (具体的に記載)	
	具体的な内容：高齢化の進行
<input type="radio"/> その他（自由記載）	<ul style="list-style-type: none"> ・殆どの構成員が後継者・担い手の確保ができていないのが現状である。 ・約5.3haの農地は現在の管理者が引き続き耕作（水稻や野菜）する意向である。 ・高齢化の進行、農業機械の老朽化が予想され、併せて米価の大幅下落などにより農業経営が困難になっている。 ・草刈について、農地だけではなく、隣接する市道、農道等法面の草刈を年4回程度行わなければならぬ。労力、経費ともに大きな負担である。 ・水利の管理（パイプラインなど）が困難になった農地が約2.4ha発生している。

2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性（複数可）

対策の方向性	担い手の詳細
	耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要
<input type="radio"/> 協定内で担い手を育成・確保	<input type="radio"/> 農業者 <input type="radio"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等 <input type="radio"/> 新規就農者
<input type="radio"/> 協定外で担い手を確保	<input type="radio"/> 農業者（協定外） <input type="radio"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）
	基盤整備等により耕作条件を改善
	農産物の高付加価値化により所得の向上を図る
	新たな作物の導入により所得の向上を図る
	省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る
	耕作継続が困難な農用地の林地化
	放牧利用による農用地の管理
<input type="radio"/> 鳥獣被害防止対策の実施	
	集落の自治（コミュニティ）機能の強化
<input type="radio"/> その他（自由記載）	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の確保ができていないため、協定外に受け手を求める必要がある。併せて協定内外で集落営農組織立ち上げを検討する。 ・草刈作業の軽減を図るため作業委託などを検討する。 ・防除の外注化を検討する。 ・営農組合（任意組織）の共同機械の活用を進める。 ・水利が確保できない農地2.4haについては草刈、耕起による維持管理を検討する。 ・協定構成員の意思疎通、協力関係を一層図る。

2-3 具体的な対策に向けた検討（複数可）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

検討を要する事項	
	特に懸念はなく、協定参加者で実施していく
○	協定参加者だけでは検討が困難であり、外部（市町村・都道府県を含む）からの助力を得たい
○	他の協定との広域化を考えたい
	中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい
	対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい
○	その他（自由記載） <ul style="list-style-type: none">・集落営農組織の法人化を目指し協定内外に働きかける。・草刈作業の軽減を図るため作業委託、自走式草刈機導入を検討する。・営農組合（任意組織）の共同機械の活用を進める。

2-4 今後の対策の具体的な内容及びスケジュール（決まり次第記載）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

別紙「課題・解決策とスケジュール」のとおり	

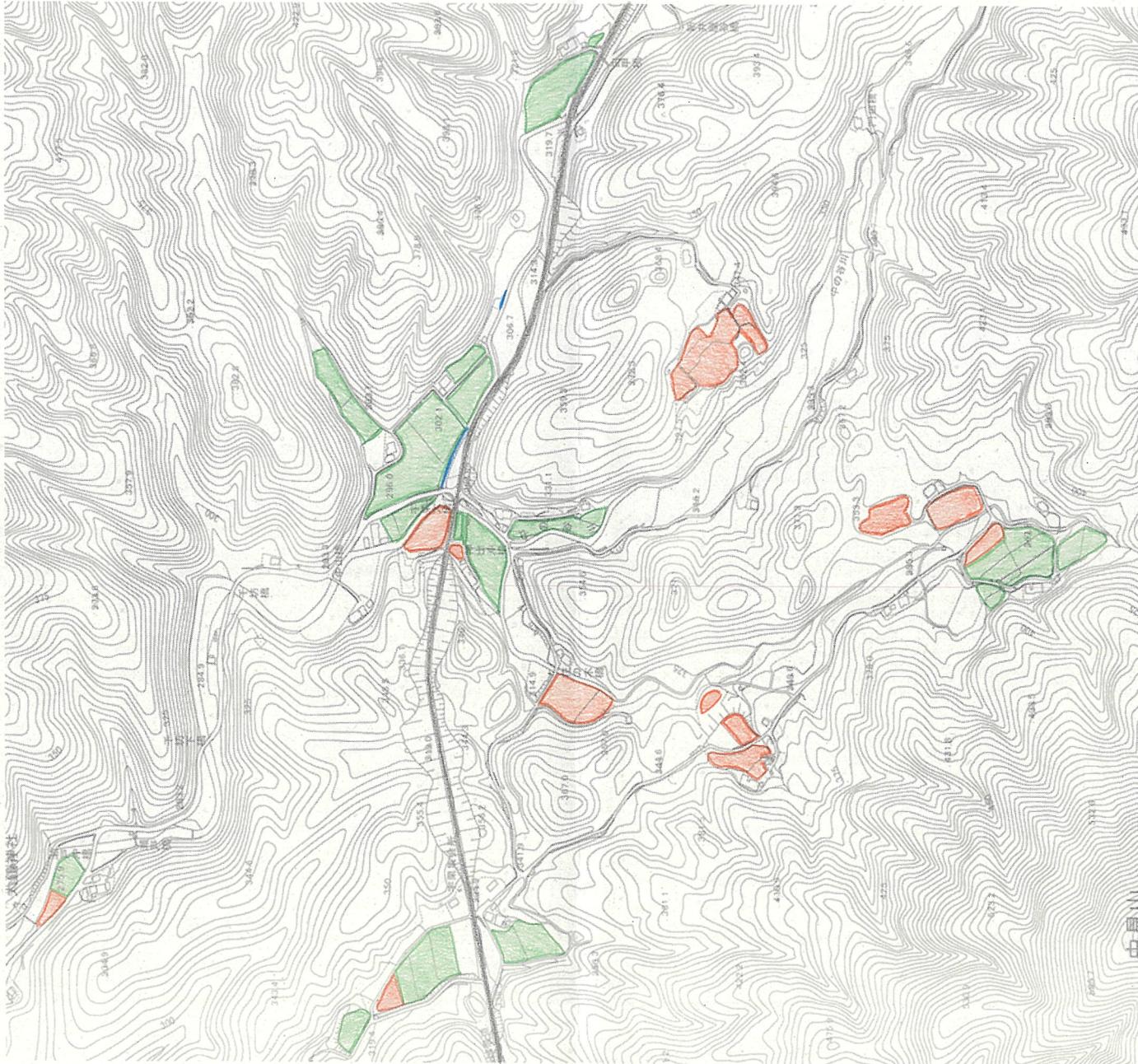
2-5 農業生産活動等の継続のための支援体制

（第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制）

第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制	
	農地所有適格法人が支援する【具体名：○○】
	J Aが支援する【具体名：○○】
	集落営農組織が支援する【具体名：農林水産営農法人】
	農業者が支援する【具体名：○○】
○	協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う
○	その他（自由記載） <ul style="list-style-type: none">・第5期対策中に耕作困難な農地が生じた場合は、協定構成員全員で草刈、耕起等維持管理を行う。

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託の斡旋等を申し出ることとする。

※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地分のみ、交付金の返還が必要（本人の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除）。



那 賀 西 部 五 城 道